

# 公 告

平成26年5月16日

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市まちなか図書館（仮称）整備基本計画策定委託業務に係る受託業者選定にあたり、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

## 1 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋市まちなか図書館（仮称）整備基本計画策定委託業務
- (2) 業務内容 別紙 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成27年3月30日まで
- (4) 契約上限金額 金8,560千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
  - ア プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項」の規定に該当する者でないこと。
  - イ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
  - ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
  - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「会社更生法（平成14年法律第154号）第17条」の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条」に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、「会社更生法」に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は「民事再生法」に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
  - オ プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。
- (2) 過去5年間（平成21年度から平成25年度）の間に図書館等の教育文化施設又は概ね3,000㎡以上の大規模な集客施設に関わる計画（設計業務含む）の業務実績を有すること。

## 3 担当部局

豊橋市役所 産業部 まちなか活性課

郵便番号：440-0897

住 所：愛知県豊橋市松葉町二丁目10

電 話：0532-55-8101

ファックス：0532-55-8100

電子メールアドレス：machinaka@city.toyohashi.lg.jp

#### 4 参加意向申出書の提出及び提出期限

##### (1) 実施要領等の入手方法

豊橋市産業部まちなか活性課ホームページからダウンロードする。

まちなか活性課ホームページ：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2870.htm>

##### (2) - 1 提出書類（コピー不可）

ア プロポーザル参加意向申出書

イ 会社概要書

\*分担業務分野に関して専門的な意見を求める等の業務補助者（以下「協力事務所等」という。）を置く場合、「協力事務所等の名称等」も併せ提出すること。この場合、「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の要件」（1）ア～オの要件は、協力事務所等にも適用する。また、協力事務所等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。

ウ 登記事項証明書等

法人事業者：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

個人事業者：代表者の身元（分）証明書（本籍地の市町村が証明するもの）

エ 納税証明書等（未納の税額がないことの証明書）

法人事業者：国税（法人税、消費税及び地方消費税等）

都道府県税（法人都道府県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）等）

市町村税（法人市町村民税、軽自動車税等）

について、国および申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類（直近1年度分）

個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類

##### (2) - 2 提出書類（コピー可）

ア 図書館等の教育文化施設や概ね 3,000 m<sup>2</sup>以上の大規模な集客施設の計画に関する業務実績を証する書類（契約書の写し等）

イ 法人事業者：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（直近1年度分）

個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類

##### (3) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

##### (4) 提出先

3 担当部局と同じ

##### (5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

##### (6) 提出期限

平成26年5月28日（水）17時必着

## 5 提案書等の提出方法

### (1) 提出書類及び部数

#### ア 提案書

正本 1部

副本 8部

正本、副本ともにA4縦長左綴じとし、副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

#### イ 見積書（様式は任意。消費税込みの金額） 1部

### (2) 提出先

3 担当部局と同じ

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

### (4) 提出期限

平成26年6月23日（月）17時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

## 6 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市まちなか図書館（仮称）整備基本計画策定委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。なお、提案書が6者を上回った場合は1次評価として書面審査を実施し、6者を第2次評価参加者として選定する。6者を上回らなかった場合は、1次評価は行わず、2次評価予定日に書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングを併せて行う。

### (1) 第1次評価（書面審査）

日程 平成26年7月3日（木）

日時、場所及び留意事項等については、提案資格の有無についての通知とともに改めて通知する。

### (2) 第2次評価（プレゼンテーション、ヒアリングの実施）

日程 平成26年7月22日（火）

日時、場所及び留意事項等については改めて通知する。

## 7 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した参加資格を有しない者のした提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## 8 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を持参又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (8) その他詳細は、「豊橋市まちなか図書館（仮称）整備基本計画策定委託業務プロポーザル実施要領」による。